

長崎大学経営協議会規則（平成 16 年規則第 4 号）第 3 条第 1 項第 4 号
に規定する委員の選任に関する基本方針

令和元年 12 月 27 日学長裁定

長崎大学経営協議会規則第 3 条第 1 項第 4 号に規定する委員の選任に当たっては、原則として以下の方針に基づき、適切に手続きを進めるものとする。

なお、本方針は、本学を取り巻く情勢や求められる責務などを踏まえ、適宜検証を加え、適切な内容となるよう、改正を行うものとする。

1. 委員の構成に関して

- ・ 知見を持つと考えられる領域や出身業界等（以下「属性」という。）のバランスを考慮した構成とする。
- ・ 女性を委員に含めるものとする。
- ・ 2 期程度（4 年間）継続して活動することを考慮した年齢構成とする。

2. 属性ごとの人数に関して

- ・ 大学が置かれている状況を踏まえ、委員の属性ごとにふさわしい人数を選任するものとする。

3. 選考方法に関して

- ・ 高等教育及び社会情勢に関し高い識見のある者を候補者とする。
- ・ 選考に際しては、委員等からの意見を考慮するものとする。

4. その他

- ・ 本方針を改正する際は、適切な会議体に諮り、執行部の共通理解を得るものとする。
- ・ 本方針のほか、委員の選任に当たって整理すべき詳細の事項や選任の経過等について、後日検証や改善に資するよう、可能な範囲で明文化し承継していくものとする。